

三戸町空き店舗活用事業費補助金

空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街のにぎわいづくりを促進することを目的に、商店街などにある空き店舗に新規に出店する人が行う店舗改装に要する経費について、三戸町空き店舗活用事業費補助金を交付します。

対象者 空き店舗で事業を開始する**個人**または**法人**で、次の要件をすべて満たすもの。

- ①事業を開始しようとする空き店舗で1年以上継続して営業できること。
- ②町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。
- ③1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- ④出店しようとする区域で商店会団体などが組織されている場合は、その構成員となり、地域イベント、商店会活動および商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

対象経費・補助金額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事および電気・照明工事などに要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置 に要する経費（商品陳列棚、店舗看板などで改装工事により建物に固定されるものを含む。）	新規事業者	5分の4	100万円
	既存事業者	3分の2	50万円

申請書類

- 令和5年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付申請書
- 事業計画書
- 定款、規約、会則などの写し（個人の場合は職務経歴書）
- 法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は住民票）
- 収支予算（精算）書
- 見積書または設計書、位置図、各種図面など
- 許認可などの証書もしくはその申請書類の写し
- 空き店舗が賃貸である場合は賃貸借契約書の写し、売買である場合は土地・建物の登記事項証明書
- 納税証明書（本社機能に有する事業所の所在地が町外の場合は、該当事業所の存する所在地の納税証明書またはその写し）または当町の町税の納付状況を公簿などにより確認することに同意する文書



【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117

ホッと あんしん 相談会 ～いのちと暮らしの総合相談会～

この相談会では、さまざまな悩みや困っていることに、弁護士、三戸地域自立相談窓口相談支援員、保健師が相談に応じます。ご本人だけでなく、ご家族や周囲の人も相談できますので、お気軽にお申し込みください。

- 日 時 7月12日(水) 13時～16時
(一人につき30分程度、完全予約制・定員6人)
- 場 所 ふくじゅそう3階小会議室
- 申込み 7月5日(水)までに、役場健康推進課までお電話ください。
- 主 催 三戸町役場 健康推進課
- 共 催 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団



相談費用は無料で、
秘密厳守です。

○こんなお悩みありませんか？(例)

- ・身体や心の悩み（病気やけがにより生活に困難を感じる、閉じこもり、不眠、気持ちの落ち込み）
- ・人間関係の悩み（近隣トラブル、家族関係、いじめ）
- ・お金の悩み（借金、多重債務、困窮、遺産相続）

【申込み・問合せ先】

三戸町役場 健康推進課 ☎ 20-1152